

全国司法書士女性会FAX通信105号 (2005年4月号)

発行責任者 会長 長谷川 歌子
事務局 〒579-8036 大阪府東大阪市鷹殿町1-7
滝川あおい司法書士事務所
tel 0729-81-5281 fax 0729-87-3460
e-mail BZW00425@nifty.ne.jp
<http://www.geocities.com/joseikai/>

現代語化民法、4月1日施行！

理事 滝川あおい

第161回国会（平成16年臨時国会）で、「民法の一部を改正する法律」が成立し、本年4月1日に施行されました。これは、民法全体を現代語化するとともに、条文の若干の整序作業を行い、また、「貸金等根保証契約」に関する規定（465条の2から465条の5まで）が新たに設けられました。「確立された判例・通説を前提とした条文の改正」も同時に行われています。また、条文には見出しが付けられ、これまで、各出版社毎に適宜に付けられていた見出しは必要なくなり、法律の一部として見出しが位置づけられることになりました。

なお、現代語化後の民法が掲載されている六法はまだありませんので、ジュリスト1283号別冊・法学教室295号別冊・近江孝治『新しい民法全条文』三省堂（2005）等をご参照下さい。解説としては、NBL800号・801号（2005）、ジュリスト1283号（2005）、池田真朗『新しい民法 現代語化の経緯と解説』ジュリストブックス（2005）等があります。

今回の現代語化の民法改正は、1996年に、民法現代語化研究会（星野英一会長）が民事局長に報告した「民法現代語化案」を基に検討されたものですが、この星野研究会案は、長期間にわたる封印の後、今回の改正にあたり突如公表され、その後2004年8月に法務省がパブリックコメント案を公表し、改正の重要性にもかかわらず、法制審議会による審議も行われないうで、いきなり閣議決定を経て、2004年10月に法律案が国会に提出されました（第162回国会）。刑法の現代語化の動向に合わせて行われた改正ともいわれていますが、今回の改正については、根保証制度の改正だけが抱き合わせで行われ、この時期に検討すべき根本的民法改正が行われなかったという批判があります。

主な改正ポイントは以下のとおり。

(1) 保証制度

①保証人の責任等

- 465条の2
- 1項 保証債務の補充性。従来と同じ。
 - 2項 保証契約は書面でなければその効力を生じない。様式契約化。
 - 3項 電磁的記録によってなされたときは書面によってなされたものとみなす。

「書面」を効力要件とした理由は、保証人が自己の責任を十分認識しないまま契約してしまうこともあるため、保証契約の締結を慎重ならしめ、また、保証意思が外部的にも明らかになっている場合に限って法的拘束力を認めることが望ましいからである（平成16年11月4日参議院法務委員会民事局長答弁）。

②貸金等根保証契約

・保証人の責任等

- 465条の2
- 1項 極度額を限度として履行責任。
 - 2項 極度額の定めがない契約は無効。
 - 3項 極度額の定めには書面または電磁的記録が必要。
(446条2項・3項準用)

・元本確定期日

- 465条の3
- 1項 元本確定期日は、契約締結から5年以内でないと無効。
 - 2項 元本確定期日の定めがない場合には、契約締結の日から3年を経過する日が元本確定期日。
 - 3項 元本確定期日の変更についても変更日または旧確定期日から5年以内。
 - 4項 元本確定期日にも446条2項・3項準用（書面要件）

・元本の確定事由

- 465条の4
- 1号 強制執行または担保権の実行の手続開始における実行の申立
 - 2号 主たる債務者または保証人の破産手続開始決定
 - 3号 主たる債務者または保証人の死亡

・保証人が法人である根保証契約の求償権

465条の5 極度額の定め、元本確定期日の定めがないとき、又は、5年を超える定めがない場合には、根保証契約の主たる債務者に対する求償権についての保証契約は効力を生じない。ただし、保証人が法人である場合は例外。

↓

極度額を上限とする根保証契約は法人が保証する場合には適用されないため、法人がする根保証契約に基づいて、その法人が主たる債務者に対して求償権を取得する際に、その求償権を個人かせ保証するような場合に、個人保証を保護するための規定

(2) 確立した判例・通説を前提とした条文の改正

①108条（自己契約・双方代理）